

平成 18 年 8 月 10 日

各 位

不動産投信発行者名
東京都港区赤坂一丁目 9 番 20 号
ジャパンエクセレント投資法人

代表者名
執行役員 田村 順一
(コード番号:8987)

問合せ先
ジャパンエクセレントアセットマネジメント株式会社
経営企画部長 長谷川 渉
TEL.03-5575-3511 (代表)

投資信託委託業者における業務の方法の変更の認可申請に関するお知らせ

ジャパンエクセレント投資法人(以下「本投資法人」といいます。)が資産の運用を委託する投資信託委託業者であるジャパンエクセレントアセットマネジメント株式会社(以下「資産運用会社」といいます。)は、本日、下記のとおり、金融庁に対し投資信託及び投資法人に関する法律第 10 条の 2 に基づく業務の方法の変更にかかる認可申請を行いましたので、お知らせいたします。

記

1. 認可申請(業務の方法の変更)の内容

資産運用会社の業務方法書第 2 条に記載されている、資産運用会社が運用を行う資産の種類について変更を行います。
(別添新旧対照表参照)

2. 認可申請(業務の方法の変更)の理由

投資対象とする資産の種類を拡大するため、業務方法書上の記載内容の変更を行うものです。

3. 変更予定年月日

業務方法書上の記載内容は、本申請に係る認可が下り次第、変更する予定です。

4. 今後の見通し

本投資法人の平成 18 年 12 月期(第 1 期)及び平成 19 年 6 月期(第 2 期)の運用状況への影響はなく、業績予想の修正はありません。

以上



業務方法書変更新旧対照表

旧 (変更前)	新 (変更後)
<p>第2条 当社が運用を行う資産の種類は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 次に掲げる各資産(以下、①乃至③を総称して「不動産関連資産」という。)</p> <p>① (記載省略)</p> <p>② 次に掲げる各資産(以下総称して「不動産同等物」といい、不動産及び不動産同等物を総称して「不動産等」という。)</p> <p>(i) (記載省略)</p> <p>(ii) (記載省略)</p> <p>(iii) (記載省略)</p> <p>(iv) (記載省略)</p> <p>(v) 当事者の一方が相手方の行う①不動産又は②(i)乃至(iv)に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分(以下「不動産匿名組合出資持分」という。)</p> <p>(vi) 信託財産を主として不動産匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権(有価証券に該当するものを除く。)</p>	<p>第2条 当社が運用を行う資産の種類は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 次に掲げる各資産(以下、①乃至③を総称して「不動産関連資産」という。)</p> <p>① (現行のとおり)</p> <p>② 次に掲げる各資産(以下総称して「不動産同等物」といい、不動産及び不動産同等物を総称して「不動産等」という。)</p> <p>(i) (現行のとおり)</p> <p>(ii) (現行のとおり)</p> <p>(iii) (現行のとおり)</p> <p>(iv) (現行のとおり)</p> <p>(v) 当事者の一方が相手方の行う①不動産又は②(i)乃至(iv)に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分(以下「<u>不動産に関する匿名組合出資持分</u>」という。)</p> <p>(vi) 信託財産を主として不動産<u>に関する匿名組合出資持分</u>に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権(有価証券に該当するものを</p>



旧 (変更前)	新 (変更後)
<p>③ <u>不動産等を主たる投資対象とすることを目的とする次に掲げるもの(以下「不動産対応証券」と総称する。)</u></p> <p>(i) 優先出資証券(資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号、その後の改正を含む。以下「資産流動化法」という。)第2条第9項に定める<u>優先出資証券</u>をいう。)</p> <p>(ii) 受益証券(投信法第2条第12項に定める<u>受益証券</u>をいう。)</p> <p>(iii) 投資証券(投信法第2条第22項に定める<u>投資証券</u>をいう。)</p> <p>(iv) 特定目的信託の受益証券(資産流動化法第2条第15項に定める<u>特定目的信託の受益証券</u>をいう。)(上記②(iii)、(iv)又は(vi)に掲げる資産に該当するものを除く。)</p> <p>(2) (記載省略)</p> <p>(3) (記載省略)</p> <p>(4) <u>金銭債権(前号のいずれかに該当するものを除く。)</u></p> <p>(5) <u>有価証券(不動産対応証券に該当するものを除く。)</u></p>	<p>除く。)</p> <p>③ <u>裏付けとなる資産の2分の1を超える額を不動産等に投資</u>することを目的とする次に掲げるもの(以下「不動産対応証券」と総称する。)</p> <p>(i) 優先出資証券(資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号、その後の改正を含む。以下「資産流動化法」という。)第2条第9項に定める<u>もの</u>をいう。)</p> <p>(ii) 受益証券(投信法第2条第12項に定める<u>もの</u>をいう。)</p> <p>(iii) 投資証券(投信法第2条第22項に定める<u>もの</u>をいう。)</p> <p>(iv) 特定目的信託の受益証券(資産流動化法第2条第15項に定める<u>もの</u>をいう。)(上記②(iii)、(iv)又は(vi)に掲げる資産に該当するものを除く。)</p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p>(3) (現行のとおり)</p> <p>(4) <u>金銭債権(投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令第480号、その後の改正を含む。(以下「投信法施行令」という。))第3条第11号に定めるものをいう。)</u></p> <p>(5) <u>有価証券(投信法第2条第5項に定めるものをいう。但し、上記(1)に該当するものを除く。)</u></p>



旧 (変更前)	新 (変更後)
<p>(6) 信託財産を主として(2)号又は本(5)号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 (有価証券に該当するものを除く。)</p> <p>(7) <u>金融デリバティブ取引(施行令第3条第14号に定義される意味による。以下同じ。)</u>に係る権利(当社が資産の運用を行う投資法人に<u>係る</u>負債及び資産から生じる金利リスクをヘッジすることを目的とした運用に限るものとする。)</p> <p>(8) 商標法 (昭和34年法律第127号、その後の改正を含む。)に基づく商標権等 (商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権をいう。)</p> <p>(9) 温泉法 (昭和23年法律第125号、その後の改正を含む。)において定める温泉の源泉を利用する権利及び当該温泉に関する設備</p>	<p>(6) 信託財産を主として<u>上記</u>(2)号乃至(5)号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 (有価証券に該当するものを除く。)</p> <p>(7) <u>金融先物取引 (投信法施行令第3条第13号に定めるものをいう。)</u>に関する権利(当社が資産の運用を行う投資法人に<u>かかる</u>負債及び資産から生じる金利リスクをヘッジすることを目的とした運用に限るものとする。)</p> <p>(8) <u>金融デリバティブ取引 (投信法施行令第3条第14号に定めるものをいう。以下同じ。)</u>に係る権利(当社が資産の運用を行う投資法人に<u>かかる</u>負債及び資産から生じる金利リスクをヘッジすることを目的とした運用に限るものとする。)</p> <p>(9) 商標法 (昭和34年法律第127号、その後の改正を含む。)に基づく商標権等 (商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権をいう。)</p> <p>(10) 温泉法 (昭和23年法律第125号、その後の改正を含む。)において定める温泉の源泉を利用する権利及び当該温泉に関する設備</p> <p>(11) <u>資産流動化法に規定する特定出資</u></p> <p>(12) <u>著作権法 (昭和45年法律第48号、その後の改正を含む。)</u>に規定する著作権等</p> <p>(13) <u>民法 (明治29年法律第89号、その後の改正を含む。以下「民法」という。)</u>上の動産等 (但し、設備、備品その他の構造上又は利用上不動産に附加された物件等に限るものとする。)</p> <p>(14) <u>民法上の組合の出資持分 (但し、不動産、不動産の賃借権又は地上権を出資</u></p>



Japan Excellent, Inc.

旧 (変更前)	新 (変更後)
<p>(10) <u>不動産等の投資に付随して取得が必要となるその他の権利</u></p>	<p><u>することにより設立され、その賃貸・運営・管理を目的としたものに限るものとする。)</u></p> <p>(15) <u>信託財産として上記(9)乃至(14)を信託する信託の受益権</u></p> <p>(16) <u>上記(9)乃至(15)の他、当社が資産の運用を行う投資法人の保有にかかるとして、当該投資法人の投資口を表示する投資証券を上場する証券取引所がみとめるもの</u></p>